

# マネジメントリポート

2006年 9月

## 今回のテーマ： 信用保証協会の保証料率

---

18年3月のレポートに続いて、信用保証協会関連の動向をとりあげます。

### 1. 保証料率の細分化

#### 概要

企業は、信用保証協会の債務保証をうけて金融機関から借入を行うときは、金融機関に利息を払うとともに、信用保証協会に対して保証料を支払います。従来の保証料は、一律に、保証する借入金額の1.35%相当額でした。

平成18年4月からは、これが0.50%から2.20%までの9段階に細分化されました。

#### 保証料率の決定プロセス

細分化により、保証料率に最大で1.70%もの差が生じますが、保証料率は、企業の税務申告書を基に、中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）の評価により、決定されます。このCRDは、全国の信用保証協会等の関与を受けて作成、管理されているデータベースです。

要するに「信用リスクの高い企業には高い保証料率を、低い企業には低い保証料率を」との考え方に従って決定されます。

#### 影響

保証料細分化により、これまで保証対象外であった企業に対する保証提供の機会が増える効果もありますが、企業から見れば、その財務内容により、資金調達コストの格差がますます拡大することを意味します。

CRDのスコアリング方法は公開されていませんが、その判定結果は外部金融機関の見方を示すものとして、1つの参考になるでしょう。CRD協会のホームページも参照してください。外部金融機関が、自社の財務内容をどのように評価しているかを真摯に受けとめ、財務内容の改善に一層の努力が必要です。

### 2. 「会計処理による割引」

さらに、公認会計士の監査を受けている会社、会計参与設置会社に加え、「中小企業の会計に関する指針」に従って決算書が作成されていることの確認ができた場合には、保証料率を0.1%軽減することも定められました。

これは、上記のCRDスコアリングで財務内容に不安があるとされた場合にも、開示の徹底によって、0.1%の優遇をおこなうというものです。

#### **お見逃しなく！**

信用保証料率の0.1%軽減は、実は物的担保の提供があった場合と同等の優遇内容となっています。これまでの物的担保依存型の金融から、財務内容、あるいは、その開示状況を重視する考え方に環境変化がおこっていることの例と言えましょう。

環境変化をしっかりと捉え、自社の財務内容や経理体制について、見直しをすることが求められます。